

平成 18 年第2回まんのう町議会臨時会会議録

平成18年7月13日 開 議 午後1時35分

日程第一	議 長	久元豊議員より病氣療養のため欠席の届け出がありましたのでご報告をいたします。ただ今の出席議員は 20 名であります。定足数に達しておりますので、これより平成 18 年第 2 回まんのう町議会臨時会を開会いたします。
	町 長	招集者であります町長のご挨拶をお願いいたします。町長 栗田隆義君。
	議 長	本日まんのう町議会第 2 回臨時会をお願い申し上げましたところ議員の皆様が各位におかれましては、万障お繰り合わせの上ご出席いただきまして、ありがとうございます。本日お願いを申しあげますのは、工事請負契約の締結の議案と、まんのう町農業委員会委員の推薦の件でございます。ご審議の上よろしく御決議賜りますようお願い申し上げます。
日程第二	議 長	直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。
	議 長	日程第一 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は会議規則第 119 条の規定により議長において 8 番 末武 弘道 君 9 番 大西 樹 君 を指名いたします。
日程第三	議 長	日程第二 会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日 1 日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (なし、なし) 異議なしと認めます。よって、会期は一日間と決定いたしました。
	議 長	日程第三 議案第 1 号 工事請負契約の締結について（平成 18 年度 琴南小学校（校舎・体育館）耐震及び大規模改修 その他工事）の件を議題といたします。
	町 長	提出者から提案理由の説明を求めます。町長、栗田隆義君。 ただ今上程されました、議案第 1 号、工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。（平成 18 年度琴南小学校（校舎・体育館）耐震及び大規模改修その他工事）につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会に議決を求めるものでございます。

町 長	契約の目的 平成 18 年度琴南小学校（校舎・体育館）耐震及び大規模改修その他工事 契約の方法 指名競争入札による契約 契約金額 金 5 1, 7 6 5, 0 0 0 円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 2, 4 6 5, 0 0 0 円 契約の相手方 香川県高松市福岡町 4 丁目 2 8 番 3 0 号 小竹興業 株式会社 代表取締役 小竹義孝 なお指名業者は 1 0 社であります。指名業者一覧予定価格入札回数は総務課において公表いたしております。以上よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。
議 長	これをもって提案理由及びその内容の説明をおわります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 加地禎議員。
加 地 議 員	指名競争入札 1 0 社でございますけれども、1 0 社名の指名になりました業者の会社名と期間ですな、工事期間をひとつおっしゃっていただきたいと思います。
議 長	栗田総務課長。
総 務 課 長	それではお答えしたいと思います。指名業者につきましては、1 0 社でございます。まず、丸亀市の第二建築株式会社、多度津町の枝園建設株式会社、高松市の株式会社合田工務店、三豊市の株式会社菅組、同じく三豊市の富士建設株式会社、まんのう町有限会社七箇工業、多度津町の株式会社中茂工務店、高松市の小竹興業株式会社、高松市の株式会社浅沼組四国営業所、高松市の株式会社高岸工務店、以上 10 社でございます。あと工期につきましては、教育委員会のほうが担当しておりますので、教育委員会のほうから答弁させたいと思います。よろしくお願い申し上げます。
議 長	教育次長 加見重照君。
教 育 次 長	失礼いたします。工期でございますが、琴南小学校のほうでございますが、一応 7 月 2 0 日から 10 月 25 日を予定してございます。また満濃南小学校につきましては。すみません。一応琴南小学校は 10 月 25 日を予定してございます。
議 長	他に質疑はありませんか。小亀重喜君。
小 亀 議 員	すみません。今あのう、担当次長のほうから、次の議案のほうまでありましたけれど、私もひょっとすると次の議案に関係するのかも知れませんが、前回 6 月 22 日ですかね、全員協議会の時に資料のほう、事前にご説明いただきました。その時にまあ大き

		くは次の議案のほうかとは思いますが、この琴南小学校の仕様につきましても、やはり十分な納得がいかなかった状態かと思うんです。実際にその時にほんとに適正な仕様であるのかどうか、今日はもうあの請負契約の締結の議案になっておるんですが、仕様として、設計として、それでよかったのかどうかというのをその後全員協議会の後にしかるべき審議なり、何なりをされたかどうか、そのあたりをすいませんが、ご説明いただけたらと思います。
議 長	教 育 長	教育長、尾鼻勝吉君。 今、小亀議員からの質問でございますが、全協やったですか、その後、議会の議員さんの中で詳しい方もおられまして、設計書を提示いたしました。で、確認もいただけた訳ですが、その後事務局のほうとしては、設計者のほうへ一応確認はしましたけれども、変更はしておりません。以上です。
議 長	小 亀 議 員	小亀重喜君。 すみません、そしたらもう今現在締結の先立っての仕様としては、今現在考えられる限り最善の仕様に基づいての契約締結に至っていると、いう風に考えておけばよろしいですね。
教 育 長	小 亀 議 員	はい、そうです。 わかりました。結構でございます。
議 長	藤 田 議 員	よろしいですか。他に質疑はありませんか。藤田昌大君。 10 番藤田ですが、7 月 20 日から 10 月 25 日工事請負契約の期間になりますけれども、該当する職員とですね、それに伴う P T Aの説明会はどなになっているのか、ということと、もうひとつは教民の担当ですので、教育民生常任委員会として、その中に入っているのか、悪いのかちょっとはつきりさしていただけたらと思いますが、よろしくお願いします。
議 長	教 育 長	答弁者、教育長、尾鼻勝吉君。 藤田議員さんからの質問に対してお答えいたします。現在のところ今日入札がおわりまして、その過程においては学校とは協議いたしておりますが、まだこの分において P T Aとかとの協議については、今のところまだ決定しておりませんので、十分に検討した上で時期を見て早く会を持ちたいと思っております。
議 長	藤 田 議 員	藤田昌大君。 ええーと会議してくれるそうでありまして、携わる職員にたいしては、労働条件の絡みもありまして、それぞれ勤務している状況がありますので、それらの要望はちゃんと聞いていただきたい、ともうひとつは夏休み期間中を超す工事になりますよね、9 月 1 日以降は。やっぱあの、職員、児童も小学校ですから児童も絡んできます。やっぱり P T Aの極力協力を得るという立場で

	議長 谷森議員	はですね、ちゃんと説明会をしていただきたいと、その日程が決まり次第、できれば委員会のほうへ報告いただければ極力参加していきたいな、と思いますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。 他に質疑ありませんか。谷森哲雄議員。 2号議案にも関連するんですが、前にその琴南小学校で工事があった時に、学校の先生からこういう意見が、あったわけです。と申しますのは、いわゆる特に、こう、9月に入りますと、学校が生徒が通学しますので、所謂工事関係者とそうでない方が判明できるように出来うれば可能な範囲内で工事関係者には名札をつけてほしい、とこういうようにしていただければ、非常に学校側としてもありがたいと、こういうようなご意見をお聞きしましたので、まあ、第1号議案、第2号議案関連があるんですが、そうしていただければ、学校側も非常に安心できると、また生徒も安心できると、こういうように考えられますので、この点そういうようお願いできるかどうか、お尋ねいたします。 議長 教育長 教育長、尾鼻勝吉君。 谷森議員さんからの質問に対してお答えしたいと思います。学校でございますので、当然、夏休みを過ぎての工事もあります。でまず1番に児童の安全、危害防止、安全がまず一番です。それから、騒音防止、音が出ない、授業に支障きたさないというのが、大きな問題だと思っております。そういった点については、業者決定する前に現説のおりにも、そういったことについては、十分配慮いただきたいという全体説明はしておりますが、落札業者決定することによって、その業者となお、その辺については、十分に学校の意見も踏まえながら、安全対策も考慮していくということで、ございます。で、今1つの案として言われました、名札の件については、そういったことも、含めて進めてみたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。 議長 高木議員 高木堅君。 あの、これ小竹興業が落札したわけですけど、まあ私のほうからこれ質問しようかと思たんやけど、今、教育長のほうからも話しがあったので、その辺、相当気をつけて打ち合わせしてくれているんじゃないかなと思うんですが、あの、工事に関しまして、できるだけですね、8月の休みの時にまあ、あの、工事に関する資材等また頻繁に搬入するとできるだけその間に休みの間にやるとき、又教育長から話がありましたが、聞こうと思たんですが、騒音等、がおきるような工事面はとにかく8月の休み間にまあ、工程をくってそういった段階でもっていくよう業者支持のほうを教育長のほうから、行政のほうから指導していただきたい、かように思います。なお、非常に残念ですが、まあ、相対的に教育長等の説明また教育次長町長の説明があり、いろんな面でもっと改良していただいたらいいとおもうったんですが、どうしてもやむを得ない、予算的なことも生じておりますので、そういうことがあるので、小亀議員さんが言われたことに関しましても、あの一部納得いかない点はあるかと思いますが、もうその辺はやむを
--	--------------------	--

日程第四	高木議員 議長 教育長 議長 町長	得ないものと判断しとります。 教育長、尾鼻勝吉君。 高木議員さんからの質問なりご指導をいただいたわけですが、先ほども申しましたように、ま、子供の安全と児童生徒の安全とそれと騒音ということですが、騒音については、夏休み中に出来るだけハツリとか言うようなものは、休み中に行うようにと言うようなことの話はしておりますが、いづれにおいても全体的にまあ、あの、プールの関係もありますし、そういったことでフェンスの位置の問題、高さの問題、からあわせて再度業者決定しましたので、学校現場と協議の上で確認し安全対策には万全の配慮をしたいと思っております。よろしくをお願いします。 他に質疑はありませんか。 (なし、なし) これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。ただ今議題となっております、議案第1号は会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (なし、なし) 異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員会付託を省略することに決しました。 これより討論にはいります。討論はありませんか。 (なし、なし) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。これより議案第1号工事請負契約の締結について、(平成18年度琴南小学校(校舎・体育館)耐震及び大規模改修その他工事)を採決いたします。 本案は原案の通り決することにご異議ありませんか。 (なし、なし) 異議なしと認めます。よって本案は原案の通り可決されました。 日程第4 議案第2号 工事請負契約の締結について(平成18年度満濃南小学校体育館改修及び耐震補強工事)の件を議題といたします。 提案者から提案理由の説明を求めます。町長栗田隆義君。 ただ今上程されました、議案第2号、工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。平成18年度満濃南小学校体育館改修及び耐震補強工事につきまして、体育館改修及び耐震補強工事につきまして、地方自治法第96条第1項第5号及びまんのう町
-------------	--	--

	町 長	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。 契約の目的 平成18年度満濃南小学校体育館改修及び耐震補強工事 契約の方法 指名競争入札による契約 契約金額 5775万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 275万円） 契約の相手方 香川県高松市番町2丁目17番15号 株式会社 浅沼組 四国営業所 所長 長谷川 覚 なお指名業者は10社であります。指名業者一覧予定価格、入札回数は総務課において公表いたしております。以上よろしくご審議のうえご決定賜りますようお願い申し上げます。
	議 長 加 地 議 員	これをもって提案理由及びその内容の説明をおわります。これより質疑にはいります。質疑はありませんか。加地禎君。 同じく1号議案と同じように入札指名業者の名前と工事期間ですな、それとあの入札ついでにもう入札回数をひとつおっしゃっていただいたらと思うんですが、1回1号議案と同じ業者であれば同じ業者と言うておっしゃっていただいたら結構です。おそらく話あいでこれとっと思うんです。そのように思っておりますけれども、これは私からは申せませんが、その業者が同じであれば同じということをおっしゃっていただけたらと。
	議 長 総 務 課 長	総務課長、栗田義郎君。 加地議員さんのご質問に対してお答えしたいと思います。指名業者10社で指名業者につきましては、先ほどの業者と同じ業者を指名いたしております。入札の回数は1回、でございます。以上でございます。
	議 長 教 育 次 長	教育次長、加見重照君。 失礼します。工事期間でございますが、7月20日から11月15日を予定してございます。以上です。
	議 長 藤 田 議 員	他に質疑はありませんか。藤田昌大君。 同じ事でありまして議案がちがいますので、失礼します。さっきの質問と同じであります、当然PTAとか職員にやっぱし周知するべきだろうと思いますし、意見も聞かなければならないと思います。そしてまた安全確保の部分とかいろんな彼らからも要求を聞いていただきたいという意味で説明会周知会その辺の日程を是非決まれば教えていただきたいと思いますし、所管の委員会として出席をしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。
	議 長	答弁いるんですか。

日程第 5	議 長 小 亀 議 員 議 長 教 育 長 議 長	(いいえ、もういいです。さっきもろとりますから) 他に質疑ありませんか。小亀重喜君。 私もさきほどと繰り返すようなことになりますが、議案が違いますので、再度と思います。特にこちらの南小学校につきまして、もう固有名詞がごとくに屋上防水改修シート防水等というのが、前回の同様にあの全協の時にこれではいかんでないかというようなことがあったと思います。今高木議員さんのほうからいろんな協議の上、納得できんともあるんだがと、いうご説明があったんですが、もうここだけが非常に自分自身の頭の中に残ってますので、これはこのまま行ったのか、それとももういろんな経緯の中で若干なりともかえたのか、もう一度すみませんが、ご説明いただけたらと思います。 教育長、尾鼻勝吉君。 小亀議員さんの質問に対してお答えしたいと思います。シート防水、確かにま、防止の仕方はいろいろあると思うんですが、そういうご意見もありました。しかし、全体的なま、予算もありますし、全体的な予算の中でこれでいかざるを得んかなというようになことで変更はいたしておりません。設計いただいたそのままで入札をかけました。以上です。 他に質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。ただ今議題となっております、議案第 2 号は会議規則第 3 9 条、第 2 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (なし、なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は委員会の付託を省略することに決定しました。 これより討論にはいります。討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。これより議案第 2 号工事請負契約の締結について、(平成 1 8 年度満濃南小学校体育館改修及び耐震補強工事) 採決いたします。 本案は原案の通り決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り可決されました。 日程第 5 推薦第 1 号 農業委員会委員となるべき者の推薦についての件を議題といたします。
-------	--	--

	議 長	本件については、除斥に該当しますので、地方自治法第 1 1 7 条の規定により 6 番 橋田忍君の退場を願います。 (橋田忍議員 退場) お諮りします。農業委員会等に関する法律第 1 2 条第 2 号の規定により議会推薦の農業委員は 4 人とし、次に推薦となるべきものの氏名、生年月日、住所、の順に読み上げさせていただきます。尚、被推薦者は順不動です。 氏 名 峯俊 俊二 生年月日 昭和 1 3 年 9 月 1 7 日 住 所 まんのう町造田 3 8 6 番地 氏 名 平田 博巳 生年月日 昭和 1 5 年 8 月 1 7 日 住 所 まんのう町長尾 1 2 番地 1 氏 名 亀田 安信 生年月日 昭和 1 0 年 2 月 3 日 住 所 まんのう町四條 5 6 0 番地 1 氏 名 橋田 忍 生年月日 昭和 1 5 年 6 月 1 日 住 所 まんのう町七箇 5 0 番地 以上、4 氏を推薦いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (なし、なし) 異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員は 4 人とし、ただ今申し上げました、峯俊 俊二君、平田 博巳君、亀田 安信君、橋田 忍君をまんのう町議会で農業委員として推薦することに決定しました。除斥を解きます。橋田忍君の入場を願います。 加地禎君。 今、4 名の農業委員が選任せられたわけでございますが、農業委員でありますと、当然農地の耕作しておると思いますが、これ
	加 地 議 員	

	加 地 議 員 議 長 加 地 議 員 議 長 加 地 議 員 議 長	ここに耕作反別ひとつ、お分かりであればおっしゃっていただきたらと思うんですが。 もう1回。 この4名を農業委員として議会議員が推薦しております。従いまして、この4名の農業委員であれば農地を耕作しておりますな、その個人の耕作反別をおっしゃっていただきたいと思います。 局長の方が調べて報告します。 ほんだらもう後で結構です。どうせあの、農業委員であれば、当然そのある一定の限度反別が必要であります。従いまして、その私が質問した理由はそこなんです。非農家でありながら、農業委員という出る力はありませんので、我々議会議員として選任するんであればそれぐらいのことは当然、我々知っておく必要があるとそう思いまして、質問したわけでございます。おそらく農家の百姓人間であると言うことは信じておりますので、ご推薦申し上げます。以上です。 ありがとうございました。 除斥を解きます。6番 橋田忍君の入場を願います。 (橋田忍議員入場) 以上をもって本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。 これにて平成18年第2回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。 閉会時刻 午後2時6分
--	--	--

地方自治法第123条第3項の規定により署名する。

平成18年7月13日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

